

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（災害時における車両の移動等の手続等）</p> <p>第三十三条の三 道路管理者等は、法第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三十三条の四 法第七十六条の七第一項の規定による国土交通大臣若しくは都道府県知事の指示、同条第二項の規定による国土交通大臣の指示又は同条第三項の規定による農林水産大臣の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について関係道路管理者等による法第七十六条の六第一項の規定による指定が行われていないことその他関</p>	<p>（災害時における車両の移動等の手続等）</p> <p>第三十三条の三 道路管理者は、法第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三十三条の四 法第七十六条の七の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について関係道路管理者による法第七十六条の六第一項の規定による指定が行われていないことその他関係道路管理者による同項の規定による指定若しくは命令若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による措置</p>

係道路管理者等による同項の規定による指定若しくは命令若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による措置（以下この条において「指定等」という。）が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われないおそれがあるときに行うものとする。

第三十三条の五 法第七十六条の六第一項から第四項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに法第七十六条の七第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、同条第一項及び第二項に規定する権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2
(略)

（以下この条において「指定等」という。）が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われないおそれがあるときに行うものとする。

第三十三条の五 法第七十六条の六第一項から第四項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び法第七十六条の七に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、同条に規定する権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2
(略)

改 正 案		現 行	
（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用） 第八条（略）			
2 原子力緊急事態宣言があつたときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法施行令の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
	第三十三条の四	(略)	読み替える規定
若しくは同条第三項	法	(略)	読み替えられる字句
第三項	法	(略)	読み替える字句
原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される			
	第三十三条の四	(略)	読み替える規定
同条第三項	法	(略)	読み替えられる字句
法第七十六条の六第三項	法	(略)	読み替える字句
原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される			

3 (略)		第三十三條の五 第一項	
	から	法	災害応急対策
	及び法第七十六條の六第二項から	法 より読み替えて適用される	緊急事態応急対策 原子力災害対策特別措置法 第二十八條第二項の規定に

3 (略)		第三十三條の五 第一項	
	及び	法第七十六條の六第一項	災害応急対策
	並びに原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される	法第七十六條の六第一項及び法第七十六條の六第二項	緊急事態応急対策 原子力災害対策特別措置法 第二十八條第二項の規定に より読み替えて適用される